

特定技能「外食業分野」における受入れ上限の運用について！

出入国在留管理庁

4.13外食特定技能「停止」の衝撃——歪んだ外国人材マーケットの終焉？新たに生まれた人材ビジネス「カントリーリスク」を探る

2026年3月27日、外食業界に激震が走った。出入国在留管理庁が、特定技能「外食業」における新規受け入れの停止を決定。

深刻な人手不足の「救世主」と目された特定技能制度が、なぜ急ブレーキを踏まれたのか。これは単なる上限枠の調整ではない。無理を重ねてきた「安価な労働力依存モデル」の限界が露呈した結果である。本特集では、外食特化の登録支援機関を襲う連鎖倒産の予兆、ドミノ倒しのように停止リスクが迫る「飲食料品製造」「建設」が抱える火種を検証する。さらに、現場で公然の秘密となっている「偽装技人国」の実態、留学生アルバイトを前提としたビジネスモデルの不都合な真実を直視する。制度の構造的欠陥を浮き彫りにし、日本企業が今、優先すべきリスクヘッジ戦略を提言する。



組織・採用



出入国手続



在留手続



在留支援



退去強制手続



難民の認定等

[トップページ](#) > [在留手続](#) > [特定技能制度](#) > [お知らせ・広報資料](#) > 特定技能「外食業分野」における受入れ上限の運用について

特定技能「外食業分野」における受入れ上限の運用について

令和8年3月27日
出入国在留管理庁

[特定技能「外食業分野」における受入れ上限の運用について](#)

1 現状

外食業分野における特定技能1号の在留者数（以下「在留者数」という）は、本年2月末現在で約4万6千人（速報値）と、（受入れ上限、5万人）を超えることが見込まれる状況です。

2 対応方針

出入国管理及び難民認定法においては、在留者数が受入れ見込数を超えることが見込まれる場合、同法第7条の2第3項及

特定技能「外食業分野」における受入れ上限の運用について！出入国在留管理庁

4.13外食特定技能「停止」の衝撃——歪んだ外国人材マーケットの終焉？新たに生まれた人材ビジネス「カンントリーリスク」を探る

● 外食産業における在留者予測と上限到達

時点	在留者数 (外食業)	状況
2024年12月末	約30,000人	前年比から大幅増の始まり
2025年11月末	42,396人	急激な加速が鮮明に
2026年2月末	約46,000人	3カ月で約4,000人増のハイペース(速報値)
2026年5月(予測)	50,000人超	受入れ上限に到達



度創設当初は、受け入れ上限を5万3000人としていた。また、令和6年3月末の向こう5年間の受け入れ上限も同様に5万3000人を維持してきた。しかし、技能実習制度が廃止され、育成就労制度が創設されることに伴い、それまで技能実習では外食分野がなかったが、育成就労では特定技能と原則分野を一致させていくとの方針の下で、令和8年1月に、育成就労に外食分野が設けられることが決まった。その際に、育成就労も人手不足を充足する制

度であるため、上限が設けられ、特定技能は5万人に、育成就労は53000人と設定された。これにより、結果的に特定技能単独の上限枠はむしろ引き下げられた。以前の5万3000人から5万人へ、30000人の削減である。これ自体は、制度的な調整であり、実質的な変更とは言えないが、こうした中で1月に引き下げたばかりの上限に今回抵触しそうな状況に至ったのである。

農林水産省の見解はこうだ。「処遇改善により、外国人ではなく日

「1%だから影響は限定的」の欺瞞
中小零細が支える外食業界

本人を雇用する努力をすべき」外食従事者405万人のうち特定技能は1%強に過ぎず、影響は限定的——。

だが、この認識は現場の実態と著しく乖離している。

登録支援機関への月次委託費、ビザ申請費用、渡航費、住居提供のコスト——これらを合算すると、外国人材の雇用コストは日本人と同等か、それ以上になる。

では、なぜ事業者は特定技能を使うのか。

答えは単純である。同じコストを払っても、日本人が来ないから。処遇改善すれば日本人が集まるという前提自体が、そもそも現実と乖離している。

データが示す「現場の悲鳴」

外食業の特定技能在留者数は、2024年12月からの1年足らずで53%増加した。全産業平均の32%を大幅に上回る伸び率である。これは現場がいかに外国人材を必要としていたかの証左だ。

突然の停止決定
その背景

3週間前の「緊急速報」

2026年3月27日、出入国在留管理庁は特定技能「外食業」における新規受け入れを4月13日をもって停止すると発表した。わずか17日間の猶予しかない、異例の急告である。

4月13日以降の申請は全て不交付され、海外から呼び寄せる予定だった人材は全員「アウト」となる。新規の在留資格認定証明書の交付申請は一切受け付けられなくなった。



なぜ今、ブレイキが踏まれたのか
背景には数字の急迫がある。外食業の特定技能在留者数は2025年11月末時点で4万2396人だったが、2026年2月には約4万6000人へと急増した。わずか3カ月で4000人近くの増加である。受け入れ上限は5万人。このペースが続けば5月には突破する計算だった。出入国在留管理庁が緊急ブレイキを踏んだのは、枠の飽和が目前に迫っていたからにほかならない。

「上限増」ではなく「上限減」という逆行

実は、外食分野は、特定技能制

令和8年3月27日

特定技能「外食業分野」における受入れ上限の運用について

1 現状
外食業分野における特定技能1号の在留者数(以下「在留者数」という)は、本年2月末現在で約4万6千人(速報値)となっており、本年5月頃に受入れ見込数(受入れ上限、5万人)を超えることが見込まれる状況です。

2 対応方針
出入国管理及び難民認定法においては、在留者数が受入れ見込数を超えることが見込まれる場合、同法第7条の2第3項及び同条第4項に基づき、在留資格認定証明書の一時的な交付の停止措置を講じることとされています。そのため、外食業分野においては、上記の現状を踏まえ、農林水産省及び出入国在留管理庁において本年4月13日に同措置をとる方針としました。これを踏まえ、受入れ見込数を受入れの上限として運用する観点から、外食業分野の特定技能1号に係る在留申請について、以下の対応とします。

(1) 特定技能1号(外食業分野)の在留資格認定証明書交付申請について

- 本年4月13日以降に受理した申請は、不交付とします。
- 本年4月13日より前に受理した申請は、審査の上、受入れ見込数の範囲内で順次交付します。ただし、現に在留している方からの在留資格変更許可申請を優先的に処理するため、交付までに相当な遅延が生じることが見込まれます。

(2) 特定技能1号(外食業分野)への在留資格変更許可申請について

- 本年4月13日以降に受理した申請は、原則として不許可とします。ただし、同日以降も、外食業分野で特定技能1号として在留する方からの申請(転職等に伴う申請)は通常どおり審査するほか、次の①、②に該当する場合は、審査の上、受入れ見込数の範囲内で順次許可します(①を優先して処理)。

先して処理)。

① 技能実習(医療・福祉施設給食製造業)を修了し、特定技能1号(外食業分野)に移行する方

② 既に外食業分野に係る特定活動(特定技能1号移行準備)の許可を受けており、特定技能1号(外食業分野)に移行する方

※これらについて、許可する時点での在留者数の状況によっては、特定技能1号でなく、特定活動(特定技能1号移行準備)への変更又は同在留資格での在留期間更新(更新は1回まで)を案内する場合があります。

○ 本年4月13日より前に受理した申請は、審査の上、受入れ見込数の範囲内で順次許可します。

※許可する時点での在留者数の状況によっては、特定技能1号でなく、特定活動(特定技能1号移行準備)への変更又は同在留資格での在留期間更新(更新は1回まで)を案内する場合があります。

(3) 特定活動(特定技能1号移行準備)への在留資格変更許可申請について

- 外食業分野に係る特定活動(特定技能1号移行準備)への在留資格変更許可申請は不許可とします。ただし、①外食業分野で特定技能1号として在留する方からの申請(転職等に伴う申請)、②技能実習(医療・福祉施設給食製造業)を修了した方からの申請、及び③本年4月13日より前に受理した申請であって本日(3月27日)までに食品産業特定技能協議会の加入申請を行っているものについては、通常どおり審査します。

(4) 在留期間更新許可申請について

- 通常どおり審査します。

○ 本件対応方針に係るお問合せ
・ 出入国在留管理庁政策課 政策調整第三係
045-370-9755 (内線6855)
・ 農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課
03-6744-2053 (直通)

○ 在留申請に係るお問合せ
地方出入国在留管理官署
<https://www.moj.go.jp/jisa/about/region/index.html>

「外国人は安い」という決定的な誤解
国は暗黙の前提として「外国人を雇うのはコストが安いから」と考えているようだ。しかし実態は異なる。

「2027年の育成就労」は救いにならない
枠も足りなければ、即戦力にもならない
2027年に育成就労制度(技能実習制度の後継)が始まり、外